**３章―２　いじめのない学校づくり**

**令和５年度 御前崎市立白羽小学校　いじめ対策基本方針**

**１　はじめに**

　　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。※H25.6「いじめ防止対策推進法」 第2条

　　つまり、「相手が「いやだ」と感じる行為はすべて「いじめ」ととらえていく」という、国の方針が示されました。

　　これをうけて本校では、明らかな「いじめ」行為はもちろん、加害児童、被害児童ともに「このくらいは」と感じている言動にも注意を向け、未然防止に向けて丁寧に取り組んでいきます。そのために、職員間でいじめの定義を共通理解し、どんな小さな「いじめ」行為も見過ごさない組織を作っていきます。

**２　いじめ対策組織と対応**

**情報の収集**

アンケート

教育相談

普段のコミュニケーション

保護者・地域

**連絡・相談**

その他教職員

担任

生徒指導

**対応**

管理職（校長・教頭）

保護者

**いじめ対策委員会（事例確認ごすぐに）**

校長、教頭、教務、生徒指導、養護教諭

担任、学年主任、関係職員

１　現状報告・共通理解

２　調査方針・役割分担

３　聞き取り等調査

４　報告及び事実関係の共通理解

５　指導方針の決定、指導体制の編成

スクールカウンセラー

スクールソ－シャルワーカー

スクールロイヤーなど

市（県）教育委員会

警察

**重大事案**

**３　いじめの未然防止について**

　　児童一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。いじめが起こってからではなく、いじめが起こらないように未然防止に努める。

**(1) 楽しい学校をつくる**

　　　「自信をもち　自分の力を伸ばそう　→　かがやきいっぱい」を重点目標にして、児童一人一人が目標をもって自分の力を伸ばし、楽しく学校生活を送ることができるように教育活動に取り組んでいく。特に、授業、特別活動、その他学校生活の中で、自分でやれる、自分でできる楽しさを数多く味わうことができるようにする。そうすることで個々の主体性を高めていく。

**(2) 児童の人権意識を育てる**

　　　学期ごと年3回人権道徳を実施する。

|  |
| --- |
| ・１学期　…　全校道徳　たて割り異学年グループでいじめに関わる道徳を実施  ・２,３学期…　同時期に学級ごと人権意識を育てる道徳を実施 |

　３回とも振り返りを書いて、それを昇降口等に掲示し、思いを共有できる場を作る。振り返りには必ずいじめ、人権にかかわる教師の思いを綴る。

**(3) 外部機関の活用**

　　　親や友達、先生にも話すことができない、または、話すほどでもないことでも、気軽に話ができる機関として、「いのちの電話」「LINE相談」等があることを知らせていく。

**４　いじめの早期発見、早期対応について**

　　「いじめはいつ誰にでも起こりうるものである」という基本認識に立ち、早期発見、早期対応に努める。

**(1) 生活アンケート**

定期的に、いじめに関する情報を集めるアンケートを実施する。初回は、担任が学級の全児童と個別面談を行う。2回目以降は、どんな些細なことでも、記述な児童のSOSと捉えて、書いた児童と面談を実施する。

面談した児童の情報は生徒指導主任が集約し、市教委に報告する。アンケート用紙は5年間全校児童分を保管する。

**(2) 教育相談**

普段の教室での何気ない児童との会話や、遊びの中での会話も教育相談と考える。話す内容はもちろん、口調、表情、しぐさなど普段から教育相談として意識することで、些細な児童の変化に気付くことができる環境を作る。

**(3) 即時対応**

２に記載した組織を基に即時、連絡対応をする。また、全職員に周知し、全校体制で対応、見守りができる環境を整える。情報収集では、客観的な事実の積み上げに努める。また、被害児童の心身の安全を最優先に考えるとともに、加害児童が自分の行為を振り返り、客観的に自己を見つめ直す支援をしたうえで適切な指導を行う。その際、必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー、外部の各種団体とも連携をとる。

**(4) 家庭との連携**

　　　家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。

**５　重大事案への対応**

**(1) 重大事案のケース**

　　ア　いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

　　イ　欠席の原因がいじめと疑われ、相当期間の欠席がある、または一定期間連続して欠席がある。

　　ウ　児童、保護者から、「いじめられて重大事案に至った」という申し立てがあった。

**(2) 重大事案対策委員会**

いじめ対策委員会メンバーと市教委、事案に応じた外部諸機関の人員にて構成する。

外部諸機関の例

PTA会長、警察、指導相談所職員、市子ども未来課職員、主任児童委員

民生児童委員、自治会長等

**(3) いじめ対策委員会（並びに重大事態対策委員会）の開催**

その場での適切な処置をとり、いじめ対策委員会を開催し校長の指示により外部諸機関に参加を促して敏速な対応を行う。

情報収集の役割については本委員会で協議・確認し分担する。各分担は可能な限り複数で行うものとし、情報収集のまとめや本委員会外部への情報提供は、校長または教頭とする。